

第17回熊本県本人確認情報保護審議会 次第

日 時：平成30年12月26日（水）
午前10時～

場 所：熊本県庁本館13階 展望会議室

1 開 会

2 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

3 報告事項

（1）本人確認情報保護対策について

- ① 県の本人確認情報保護の取組み
- ② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

（2）報告事項に係る意見交換

4 議 題

県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について（諮問事項）

5 閉 会

熊本県本人確認情報保護審議会委員

任期:平成29年12月12日から平成31年12月11日まで

(50音順 敬称略)

	氏名	現職等	備考
1	おしま しゅんすけ 小島 俊輔	熊本高等専門学校(八代キャンパス)教授	
2	たにくち みき 谷口 美樹	人権擁護委員 (熊本県人権擁護委員連合会)	
3	とくなが たつや 徳永 達哉	熊本大学大学院 人文社会科学研究部 准教授	会長
4	なかじま なおき 中嶋 直木	熊本大学大学院 人文社会科学研究部 講師	
5	なかはら れいこ 中原 礼子	玉名市市民生活部市民課長	
6	やまの かずこ 山野 和子	熊本県消費生活アドバイザー	
7	わたなべ よしたか 渡辺 吉孝	熊本日日新聞社 総務局長	

第17回熊本県本人確認情報保護審議会 資料

目次

資料1	住民基本台帳ネットワークシステムの概要	P7
資料2	本人確認情報保護対策について	P12
資料3	本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について	P21
別紙1	国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）	P33
別紙2	熊本県における本人確認情報利用状況（事務別）	P34
別紙3	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領	P37
別紙4	熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領	P39
別紙5	熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領	P46
参考1	住民基本台帳法	P65
参考2	熊本県住民基本台帳法施行条例	P73
参考3	熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則	P78
参考4	熊本県本人確認情報保護審議会運営要領	P87

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図るため、市町村が整備している住民基本台帳（既存住基システム）を全国規模のネットワークで結び、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報）を効率的に利用・提供するシステムである。

平成11年の住民基本台帳法の改正により、平成14年8月から稼動。

【目的及び効果】

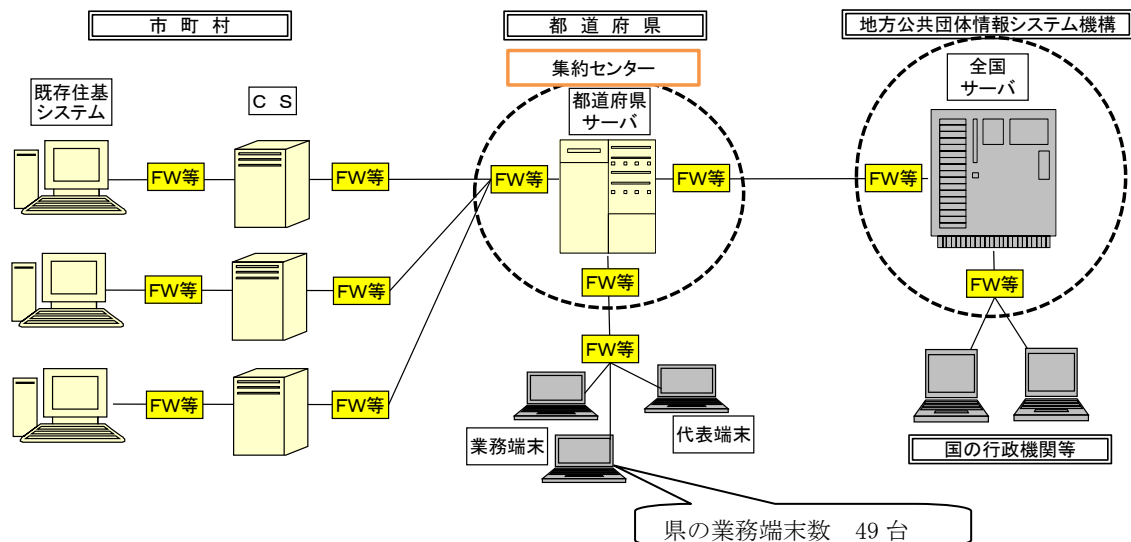
1 住民の利便性向上

各種手続の際、住民に求めていた住民票の添付を省略でき、住民が市役所等で住民票を取得する手間が省けるなど住民の負担軽減が図られる。

2 国及び地方公共団体の行政事務の効率化

住基ネットを通じた本人確認情報の確認が可能となり、公用の住民票請求や発行手続等が不要になるなど、請求元、請求先双方において経費節減及び行政事務の効率化が図られる。

【住民基本台帳ネットワークシステムの概要図】



- ① 既存住基システム ～ 住民基本台帳を電算化した既存のシステム
- ② FW ～ 住基ネットへの外部からの不正侵入を防ぐシステム（ファイアウォール）
- ③ CS ～ 既存住基と住基ネットの橋渡しをするために設置するコンピュータ（コミュニケーション・サーバ）
- ④ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）～

住民基本台帳法等（※）に基づく事務その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行くとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的に地方公共団体が運営する組織設置された法人。

※電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

住基ネットを活用した行政サービスの状況等について

1 本人確認情報の利用状況

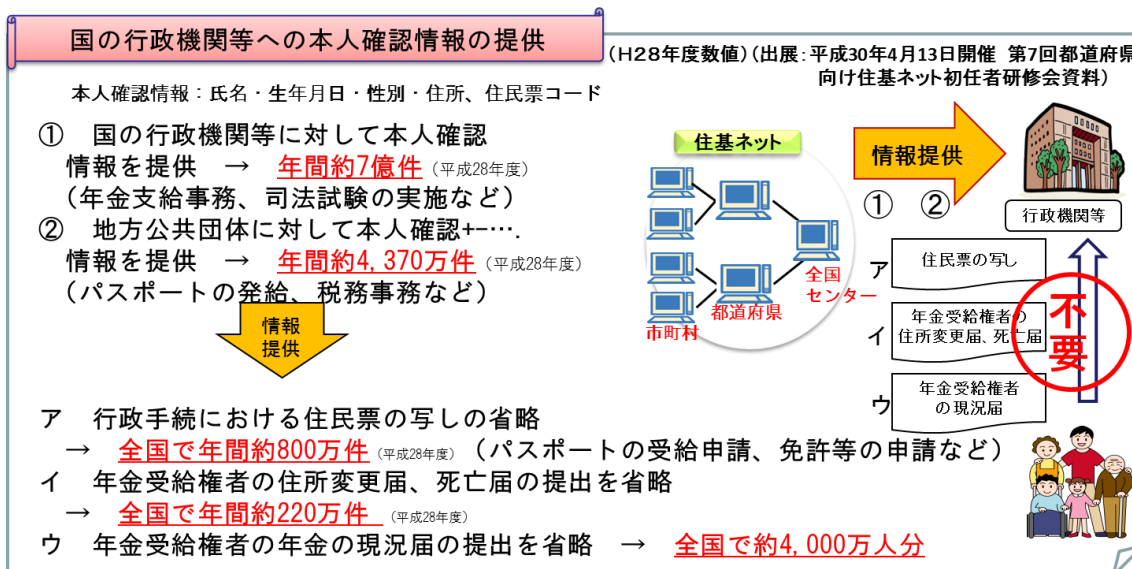
住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、次の2通りある。

- ・住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用。
- ・個人番号法(※)に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

① 国の行政機関に対する本人確認情報の提供状況

本人確認情報の提供件数（全国利用分：別紙1 P33）



年度	H14	H15	H16	H17
提供件数	6,299,443	28,460,206	29,553,382	29,977,191
年度	H18	H19	H20	H21
提供件数	71,471,426	99,120,885	110,490,870	115,054,122
年度	H22	H23 ※1	H24	H25
提供件数	117,400,285	427,192,229	533,900,028	559,597,468
年度	H26	H27	H28 ※2	H29
提供件数	575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,850
年度	累計			
提供件数	4,693,484,167			

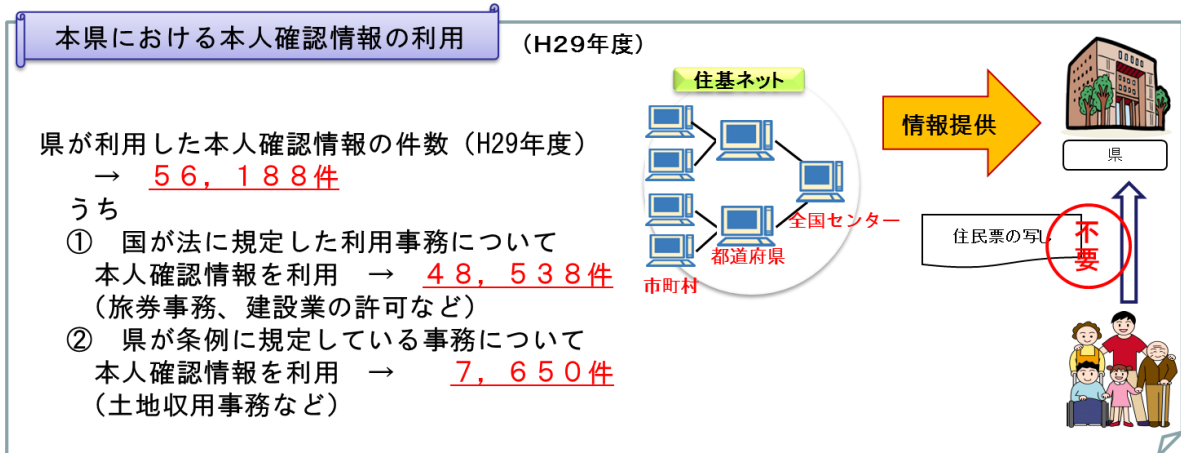
※1 平成23年度の提供件数の大幅な増加は、日本年金機構（旧社会保険庁）が行う国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務に伴う利用が増加したことによるもの。

※2 平成28年度の増加は、利用事務の拡大と※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

② 本県における本人確認情報利用状況

②-1 本県における法定事務を含む本人確認情報利用件数

(本県利用分:別紙2 P34~36)



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用件数	347	26,805	39,141	35,983	38,015	35,673

年度	H20	H21	H22	H23	H24※1	H25
利用件数	34,680	37,797	36,390	57,035	26,627	24,903

年度	H26	H27※2	H28	H29	H30 (4月~10月分)	累計
利用件数	26,404	46,461	59,544	56,188	34,473	616,466

※1 平成24年度は、旅券事務が市町村へ権限移譲され、各地域振興局での旅券業務がなくなったため、平成23年度に比べ大幅に減少している。

※2 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加（納税通知書送付先の一斉調査を実施）。

②-2 本県における条例事務の本人確認情報の利用件数

年度	H26	H27※	H28	H29	H30 (4月~10月分)	累計
利用件数	21,710	41,551	6,148	7,631	4,069	81,109

※ 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加。翌年以降は税務事務が法定事務化されたため検索件数大幅減少した。

③ 市町村における県条例事務の本人確認情報利用状況

本人確認情報の利用件数 (市町村利用分: P22 参照)

年度	H26	H27	H28※	H29	H30 (4月~10月分)	累計
利用件数	304	388	2	2	5	701

※ 平成28年度から市町村税の賦課徴収事務の利用が法定化されたため件数減。

2 住基ネットと個人番号制度との関係について

住基ネットは、個人番号（マイナンバー）制度を支えるシステムであり、同制度において、①個人番号の生成、②行政手続きにおける個人番号の真正性確認の2つの役割を担っている。

① 個人番号の生成

- ・ 個人番号は、住基ネットの内部管理番号である「住民票コード」を不可逆的に変換して得られる番号。
- ・ 出生等により住民票に記載された住民票コードは、住基ネットを通じ、市町村から地方公共団体情報システム機構に提供され、個人番号が作成される。
- ・ 生成された個人番号は、住基ネットを通じて市町村に提供され、個人番号カード等が作成される。

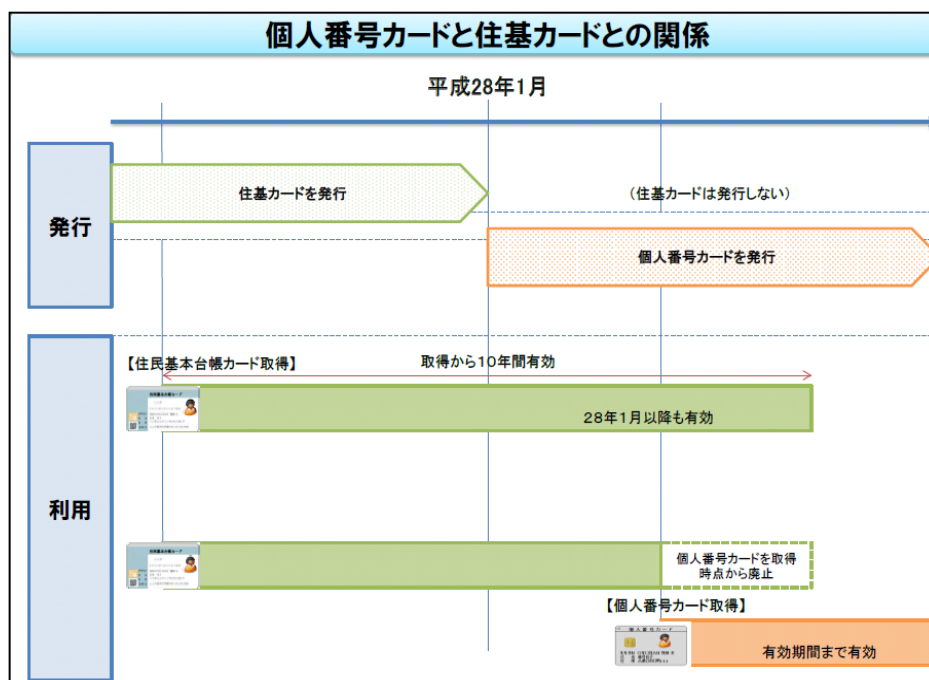
② 個人番号の真正性確認

- ・ 行政手続きにおいて住民から提供された個人番号について、行政機関は、住基ネットを通じて当該番号の真正性を確認することができる。

【参考】住基カードについて

住基ネットにおいて、以前利用されていた「住基カード」については、マイナンバー制度の導入に伴い、平成27年12月をもってその発行は停止された。

既に発行された住基カードは、平成28年1月以降も、発効日から10年間利用が可能であるが、個人番号カードを作成すると住基カードは利用できなくなる。



	住民基本台帳カード	個人番号カード
1 券面の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真(は選択制) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載
2 電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○署名用電子証明書(e-Taxでの確定申告等の電子申請に使用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○署名用電子証明書 ○利用者証明用電子証明書(新規)(コンビニ交付やマイナンバーのログイン等、本人であることの認証手段として使用) ○民間利用可能
3 手数料(電子証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 500円が主 (電子証明書を掲載した場合(は1,000円)) 	<ul style="list-style-type: none"> 無料(電子証明書含む)
4 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から申請者の10回目の誕生日まで (ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで
5 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 ○市町村による付加サービスの利用(コンビニ交付、図書館利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用(図書館利用等その他、健康保険証、国家公務員身分証等) ○コンビニ交付利用の拡大(利用者証明用電子証明書の活用による) ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

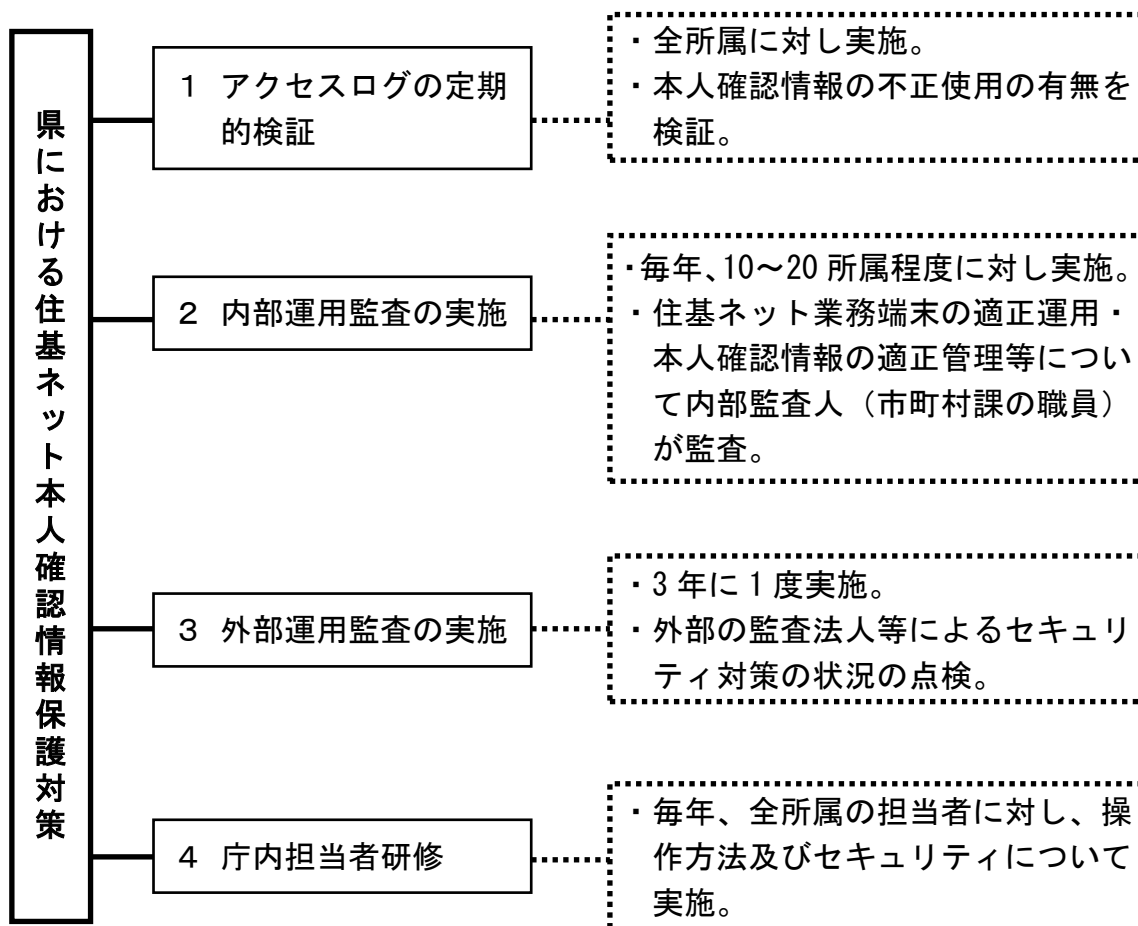
参考：県内における住基カードの累計交付枚数
平成15年度～平成27年度 72,030枚

本人確認情報保護対策について

① 県の本人確認情報保護の取組み

本人確認情報保護の観点から、本県では本人確認情報を利用する県の各所属に対し、次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 アクセスログの定期的検証

「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領（別紙4 P39～45）」に基づき、関係所属に対し3カ月に1度、1カ月分を任意に抽出し、関係所属の検索情報を記録したアクセスログ帳票と関係課で保管している検索履歴簿等を突合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証している。

【実施結果】

平成29年度中の検証においては、不正使用の疑いがあるものは見受けられなかった。（検証結果件数2, 449件）

《用語解説》

アクセスログとは、本人確認情報の提供又は利用に係る情報（履歴）をいい、本県の事務で利用した当該情報については、本県サーバに記録されている。

住基ネット業務端末を利用している関係所属における住基ネットの目的外利用の有無を定期的に検証し、住基ネットの適正な運用の向上を図ることを目的とする。

◆ 参考（アクセスログ検証項目）

本人確認情報の検索者（職員）に係る次の事項及び検索する際に入力した次の検索条件（本人確認情報に該当がなかった場合を含む。）

【検索者（職員）に係る事項】

- ・ 検索者の氏名
- ・ 操作者ID

【検索条件】

- ・ 検索対象者の氏名
- ・ 検索対象者の生年月日
- ・ 検索日時

2 内部運用監査の実施

本県の住基ネットの運用面におけるセキュリティ対策の維持向上を図るため、「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領（別紙5 P46～64）」に基づき、住基ネット利用所属において適切に運用されているかを内部監査人（県市町村課職員）が監査するもので、毎年実施している。

(1) 平成29年度

- ① 実施期間 平成30年3月
- ② 内部監査人 市町村課職員
- ③ 監査対象所属 住基ネット利用所属の一部
（全住基ネット利用所属102所属のうち、過去2年監査を受けていない所属（6所属）及び新規利用所属（12所属）の計18所属）
＜監査実施所属＞（下線は、新規利用所属）

①社会福祉課②県央用地第二課③県央用地第一課④上益城保健予防課
⑤上益城福祉課⑥宇城保健予防課⑦県北保健予防課⑧玉名保健予防課⑨玉名総務福祉課⑩鹿本保健予防課⑪阿蘇総務福祉課⑫阿蘇保健予防課⑬県南保健予防課⑭芦北福祉課⑮芦北保健予防課⑯球磨総務福祉課⑰球磨保健予防課⑱天草保健予防課

- ④ 監査事項
 - ・住基ネット業務端末の運用業務に関すること
 - ・本人確認情報の適正管理に関すること 等
- ⑤ 監査結果総括
4所属では適正に運用されていたが、新規利用所属を含む14所属においては、要領・手順書等のドキュメントを施錠できない引き出し等に保管していたり、端末利用中の離席時に業務メニューを終了していなかった等の改善すべき事項が見受けられたが、その後指導を実施し、改善済み。

(2) 平成30年度

- ① 実施期間 平成31年2月～3月（予定）
- ② 内部監査人 市町村課職員
- ③ 監査対象所属 住基ネット利用所属の一部（20所属程度）
- ④ 監査事項
 - ・住基ネット業務端末の運用業務に関すること
 - ・本人確認情報の適正管理に関すること 等
- ⑤ 新規利用所属に対し、重点的に監査を実施する。

3 外部運用監査の実施

第4回熊本県本人確認情報保護審議会（平成17年10月28日開催）において、概ね3年ごとの実施が決定され、これまで平成16年度、18年度、21年度、24年度、27年度に実施している。今年度は平成31年3月実施予定。

<参考>

前回（平成27年度）外部監査の概要等

①外部監査人 西日本電信電話株式会社 熊本支店

②監査対象団体 6所属

（消防保安課、健康づくり推進課、水俣病保健課、県央収税二課、
県北収税課、県南収税課）

③監査日 平成28年3月14日、15日、17日

4 庁内担当者研修

県庁内における住基ネットの円滑な運用及びセキュリティの確保のため、庁内の担当者を対象に実施。

○平成30年度住民基本台帳ネットワークシステム庁内担当者研修

（日時）平成30年4月23日（月）10:00～12:00

（場所）県庁本館地下大会議室

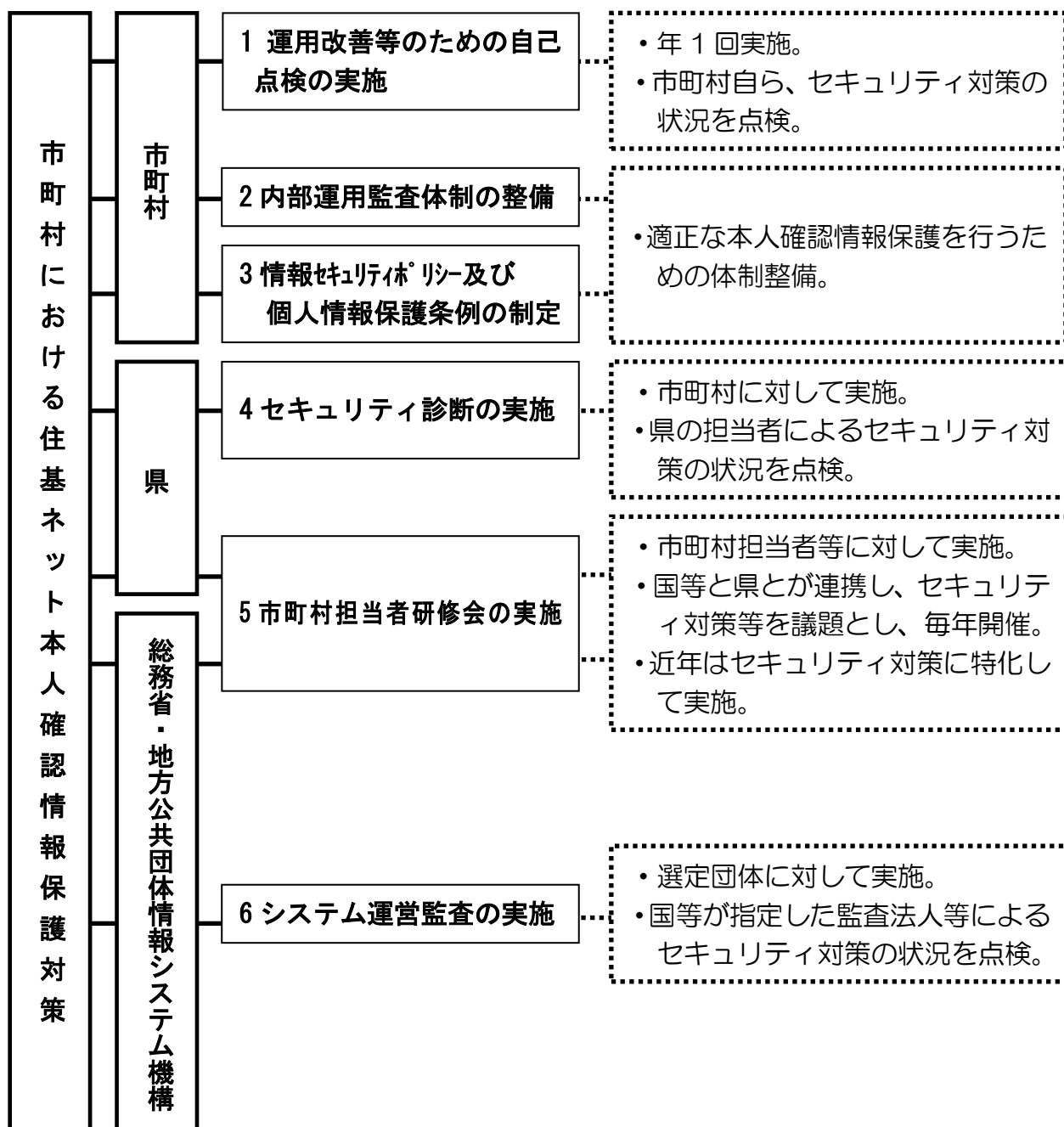
（対象）業務端末利用所属の担当職員 75人

（内容）業務端末操作に係る住基ネット業務端末の操作方法及びセキュリティに関する研修

② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

市町村における本人確認情報保護対策を支援するため、本県では市町村に対し次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 運用改善のための自己点検の実施

(1) 実施方法

県内全市町村に対して、総務省が作成した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」をもとに、セキュリティ対策の見直し及び自己点検の実施を依頼した。

(平成30年5月16日～7月17日までの期間で実施)

(2) 自己点検項目

○全項目数：130項目

○点検内容

- ・体制・規程等の整備に関すること
- ・環境及び設備に関すること
- ・システムの管理に関すること
- ・既設ネットワークとの接続に関すること
- ・住基カード、通知カード及び個人番号カードの管理に関すること

(自己点検基準)

点数	規程等の有無及び運用状況
0	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	質問項目を実現する手続きが、規程等で定められている。
3	定められた手続きが、関係する職員に周知され、かつ適切に運用されている。

(3) 自己点検結果

- ・満点(3点)の団体23団体 ※昨年度40団体
- ・満点以外の団体 22団体
- ・平均2.94点

(4) 改善計画書の提出依頼

自己点検の結果が満点(3点)に達しなかった団体に対して、改善計画書の提出を求め、9月上旬までに全団体提出済み。併せて、ヒアリングを通じて、引き続きセキュリティ対策の向上に努めるよう助言。

2 内部運用監査体制の整備

住基ネットのセキュリティ確保には、フォローアップ体制の構築が必要であり、県内全ての市町村において監査要領の策定が完了している。

監査要領に基づく定期的な点検評価により住基ネットのセキュリティ確保が図られている。

3 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の制定

個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーともに県内全ての市町村が策定し、セキュリティ対策、個人情報保護対策が図られている。

県内市町村の状況

① 情報セキュリティポリシーの策定状況

45団体／45団体（100%。平成21年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H28.3.18現在）

② 個人情報保護条例の制定状況

45団体／45団体（100%。平成18年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H18.4.1以降）

《用語解説》

情報セキュリティポリシーとは、各地方公共団体が保有する情報資産を不正アクセス、コンピュータウイルス、災害等の脅威からどのようにして守るかについての基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用等を規定するもので、各地方公共団体の情報セキュリティ対策の基本となるもの

熊本県においては、情報セキュリティポリシーとして熊本県電子情報保全対策大綱（熊本県電子情報保全対策基本方針及び同要項）を策定しており、各市町村においてもそれぞれに情報セキュリティポリシーを策定済である。

4 セキュリティ診断

県は、市町村が実施する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」による自己点検結果の客観的評価を実施。

更なるセキュリティレベルの維持向上を目的として、九州で唯一、県職員が市町村に出向いて、市町村における住基ネットの運用等についてセキュリティ診断を実施している。

(1) これまでの実施状況

(選定基準)

平成24年度までに県下全31町村が2回のセキュリティ診断を受診済みであり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

平成24年度からは、町村だけでなく市もセキュリティ診断の対象に加えている。

今後も、3～5年をサイクルとして全市町村が受診するよう、適宜必要と判断される団体を選定していく予定。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施 団体数	6	8	9	6	10	10	11
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計 延べ回数
13	13	13	11	9	14	9	142

(2) 平成29年度実施結果（14団体実施）

14団体全てにおいて、不備事項が確認され、各種管理簿が整備されていないことや、点検簿への記録漏れといった不備が多く見受けられた。セキュリティ維持のため、改善に向け継続したフォローアップを行っていく。

(3) 平成30年度の実施について

平成31年1～2月に9団体を対象に実施予定。

5 市町村担当者研修会の実施

情報セキュリティ対策に係る意識及び技術力向上等を図るため、住基ネット運用に携わる市町村職員を対象に、毎年実施しているもの。

本年度も、例年の情報セキュリティ対策に加え、マイナンバー制度への対応についての説明会も併せて、総務省等から講師を招いて実施した。

○「住民基本台帳ネットワークシステム市町村担当者研修会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」

(日時) 平成30年5月23日(水) 午前10時～午後4時15分

(場所) 熊本テルサ1階「テルサホール」

(対象) 市町村住基ネット担当課職員(90名)
番号制度担当課職員(150名)

(内容) 住基ネットにおけるセキュリティ対策等及び社会保障・税番号制度について説明。

- ・住基ネット等をめぐる最近の状況について (総務省)
- ・住基ネットにおける情報セキュリティ対策とチェックリスト
- ・次期機器更改等に向けた対応

(地方公共団体情報システム機構)

- ・社会保障・税番号制度担当者説明会

(内閣官房・総務省・個人情報保護委員会・地方公共団体情報システム機構)

6 システム運営監査の実施

市町村の作成したチェックリストの回答が、セキュリティ基準・指針への準拠の程度を適切に表示したものであるかについて調査手続きを行い、対策が不十分なものについては助言を行う、情報セキュリティ対策支援事業。

地方公共団体情報システム機構が契約を締結した事業者（監査法人）が監査を実施する。

（１）これまでの実施状況

本年度までに県下39市町村（植木町、城南町、富合町含む）が1回のシステム運営監査を受診済みであり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

また、来年度までに、残りの未実施全団体（9団体）において、監査を実施する予定となっている。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施 団体数	2	2	2	3	3	2	2

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (予定)	合計 延べ回数
2	2	3	1	3	2	10	9	48

（２）平成29年度実施結果（2団体実施）

規程・点検簿の整備等の不備が指摘された。改善計画書及び改善実施書類の提出を求め、全ての項目の改善まで継続したフォローアップを行っていく。

（３）平成30年度の実施について（10団体実施）

平成30年12月4日～12月20日の間、美里町、和水町、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、錦町、相良村、山江村に対し実施。

監査法人の調査結果に基づき、改善計画書及び改善実施書類の提出を求め、全ての項目の改善まで継続したフォローアップを行っていく。

本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について

I 本県における本人確認情報の利用事務の状況

本県では平成 14 年 8 月の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）稼働以降、住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第 5 に規定された事務に加え、法第 30 条の 13 及び法第 30 条の 15 の規定に基づき、熊本県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定した事務について、住基ネットを利用している。

1 県が条例に規定した利用事務

（1）知事が本人確認情報を利用する事務【21 事務】

- ①児童福祉法による児童保護費の徴収に関する事務（H26～）
- ②採石法に基づく採石業者の登録等に関する事務（H22～）
- ③児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務（H26～）
- ④母子及び寡婦福祉法による資金貸付金の回収に関する事務（H26～）
- ⑤砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務（H22～）
- ⑥介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務（H24～）
- ⑦熊本県職員等恩給条例による恩給の支給に関する事務（H21～）
- ⑧熊本県看護師等修学資金貸付条例による修学資金の債権回収に関する事務（H23～）
- ⑨熊本県屋外広告条例による屋外広告業の登録等に関する事務（H25～）
- ⑩熊本県港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑪非常勤職員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務（H26～）
- ⑫熊本県心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務（H21～※H30～事務追加）
- ⑬熊本県流水占用料等徴収条例による流水占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑭熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例による占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑮土地収用法による事業の用に供する土地の取得に関する事務（H23～）
- ⑯水俣病総合対策医療事業による被害者手帳又は医療手帳に関する事務（H26～）
- ⑰外国人の生活保護に関する事務（H27～）
- ⑱療育手帳の交付に関する事務（H27～）
- ⑲不当景品類及び不当表示防止法による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- ⑳特定商取引に関する法律による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- ㉑土地改良法による土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務（H30～）

（2）知事以外の執行機関（※）が本人確認情報を利用する事務【5 事務】

- ㉒熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の債権回収に関する事務（H21～）
- ㉓地方自治法に基づく住民監査請求に関する事務（H22～）
- ㉔土地収用法による収用若しくは使用の裁決又は協議の確認に関する事務（H23～）
- ㉕公職選挙法による届出に関する事務（H28～）
- ㉖公職選挙法施行令による告示に関する事務（H28～）

（※）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、収用委員会

【参考】熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
条例事務	②採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	9	60
	③児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	0	25
	④母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	0	52
	⑤砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	5
	⑥介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	76	664
	⑦熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	91	140
	⑫心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	943	2,044
	⑮土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	428	5,380
	⑯水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	486	536	4,309	1,529	6,860
	⑰外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	2
	⑱療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	333
	㉒育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	987	4,566
	㉔地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	4
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務(※)	18,991	0	0	0	18,991
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務(※)	20,242	0	0	0	20,242
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務(※)	6	0	0	0	6
	合計		41,551	6,123	7,631	4,069

(※)平成28年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成28年度以降は条例事務から削除している。

(3) 知事が県内市町村の執行機関に対して本人確認情報を提供する事務【5事務】

- ⑳市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務(H27～)
- ㉑市町村の条例による下水道の使用料の徴収に関する事務(H27～)
- ㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務(H26～)
- ㉓国土調査法による地籍調査に関する事務(H28～)
- ㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務(H30～)

【参考】知事から県内市町村の執行機関に対する本人確認情報の提供状況(事務別)

	事務の名称	H26	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
県条例事務	㉑市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務	-	4	1	0	0	5
	㉒市町村の条例による下水道の使用料の徴収に関する事務	-	5	0	0	0	5
	㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	14	4	0	2	1	21
	㉓国土調査法による地籍調査に関する事務	-	-	1	0	1	2
	㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務	-	-	-	-	3	3
	地方税法又は市町村の条例による市町村税の賦課又は徴収に関する事務(※)	290	375	-	-	-	665
合計		304	388	2	2	5	701

(※)平成28年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成28年度以降は条例事務から削除している。

Ⅱ 今回新たに条例に追加する事務

市町村課において、庁内各課及び市町村の住基担当課に新たな住基ネット利用事務について意向調査を行った。

その結果、次の事務について利用希望があり、住基ネットを利用することにより行政事務の効率化に資すると認められることから、今回新たに以下の4つの事務の追加について諮問することとした。

これらの事務については、答申を踏まえ、県議会2月定例会において条例の改正を進めたいと考えている。

知事が本人確認情報を利用する事務

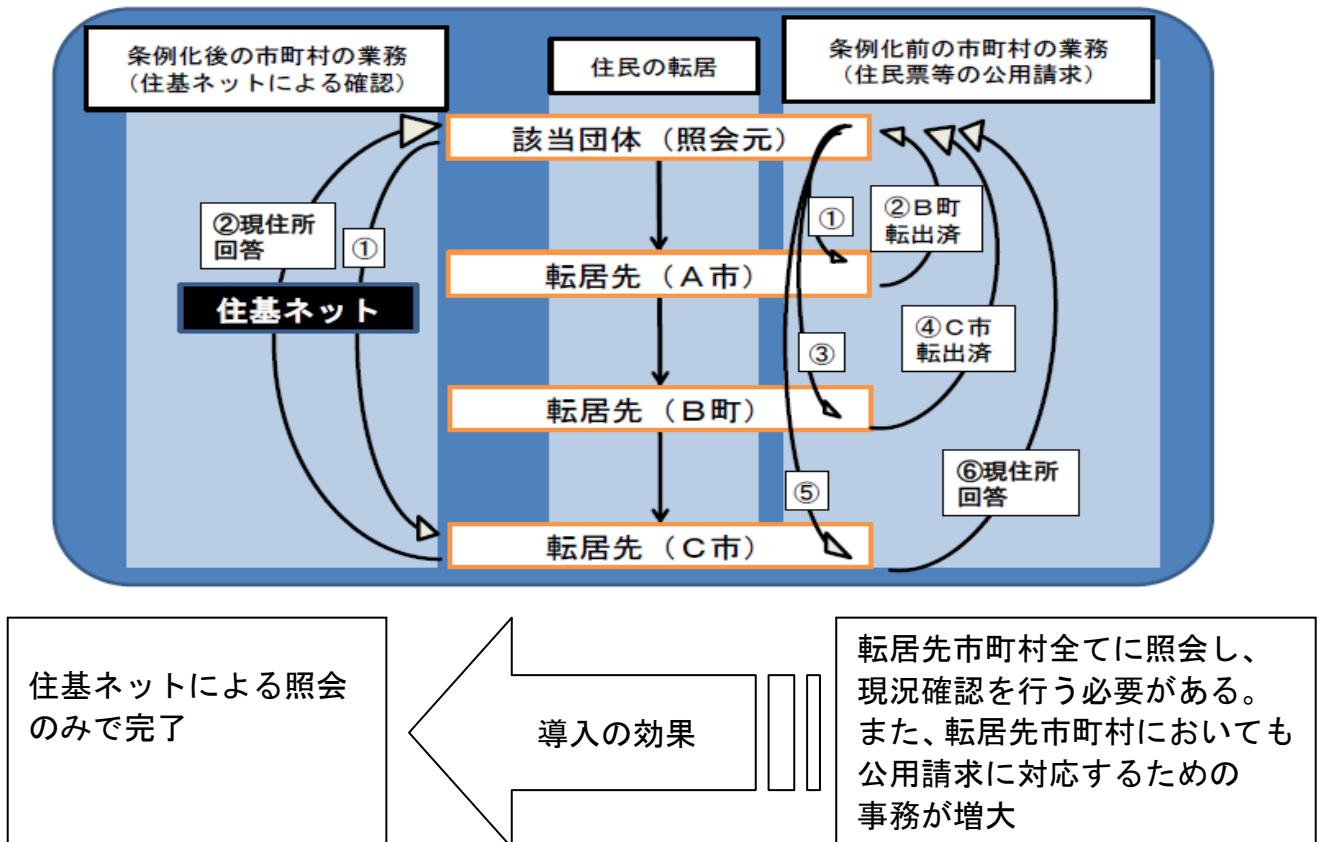
- ①熊本県病院事業の設置等に関する条例による使用料等の徴収に関する事務

知事が県内市町村の執行機関に対して本人確認情報を提供する事務

- ②公立病院における使用料等の徴収に関する事務
- ③市町村が貸し付けた奨学資金の回収に関する事務
- ④公営住宅の家賃徴収に関する事務

※追加する利用事務の詳細は、次ページ以降の資料のとおり。

【参考】住基ネット利用による事務の効率化について（イメージ）



Ⅲ 今後の取組み

県においては、住基ネットの利用により、住民の利便性の向上や行政事務の効率化に資する事務については、今後も追加を検討していく方針である。

また、個人情報保護の観点から引き続き職員研修やセキュリティ運用監査等を行うなど万全のセキュリティ対策を行い、住基ネットの適切な管理・運用を実施していく。

住民基本台帳法（抜粋）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第30条の11 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第1号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。）を提供するものとする。

（1）通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第3の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

（以下、略）

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

（1）別表第5に掲げる事務を遂行するとき。

（2）条例で定める事務を遂行するとき。

（3）本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

（4）統計資料の作成を行うとき。

（以下、略）

①熊本県病院事業の設置等に関する条例による使用料等（医療費自己負担額）の徴収に関する事務について

（熊本県病院局総務経営課）

1 事務の概要

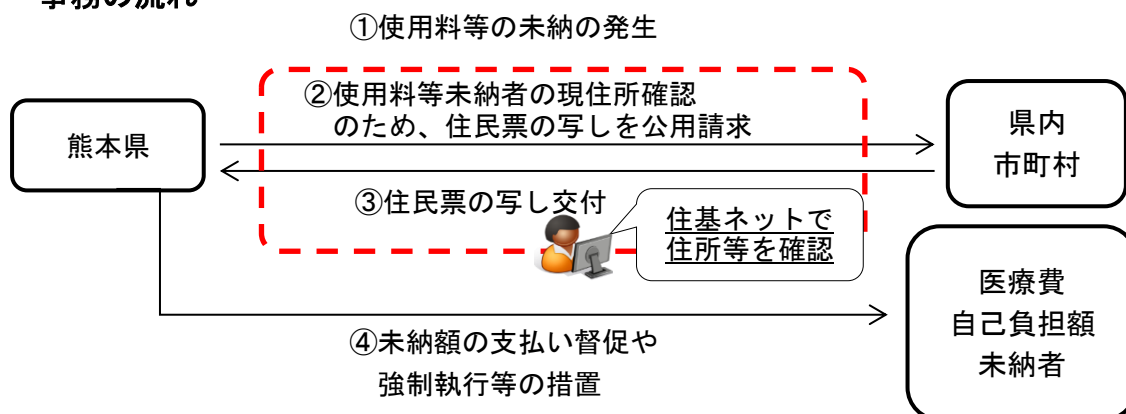
診療、試験、検査等を受ける者又は診断書、証明書等の交付を受ける者は、熊本県病院事業の設置等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納めなければならないとされている。

また、第10条第5項の規定によれば、「使用料等は、診療、試験、検査等を受ける都度又は診断書、証明書等の交付を受ける都度納めなければならない。ただし、入院患者の納めるべき使用料等は、管理者の指定する日までに納めなければならない。」とされているが、未納のまま居所不明となるケースがある。

住基ネットを利用できれば、住民票の写しの公用請求が不要となり、現住所を速やかに確認できることから、未収金解消対策の観点から事務の効率化が図られる。

※下記の点線枠部分において住基ネットを利用する。

2 事務の流れ



3 県内市町村への公用請求件数

住民票 請求件数 (H29実績)	住基ネット 年間 利用見込
0 (※)	40

(※) 病院局では従来、診療の際、受付窓口で催促を行ってきたため、公用請求実績はなかったが、未納のまま居所不明となる場合や、保証人への催促を行う場合があるなど、滞納整理強化に伴う公用請求件数の増加を見込んでいる。

4 根拠

熊本県病院事業の設置等に関する条例 一抜粋一

(使用料等)

第10条 診療、試験、検査等を受ける者又は診断書、証明書等の交付を受ける者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納めなければならない。

2～4 略

5 使用料等は、診療、試験、検査等を受ける都度又は診断書、証明書等の交付を受ける都度納めなければならない。ただし、入院患者の納めるべき使用料等は、管理者の指定する日までに納めなければならない。

②公立病院における使用料等（医療費自己負担額）の徴収に関する事務

（市町村）

1 事務の概要

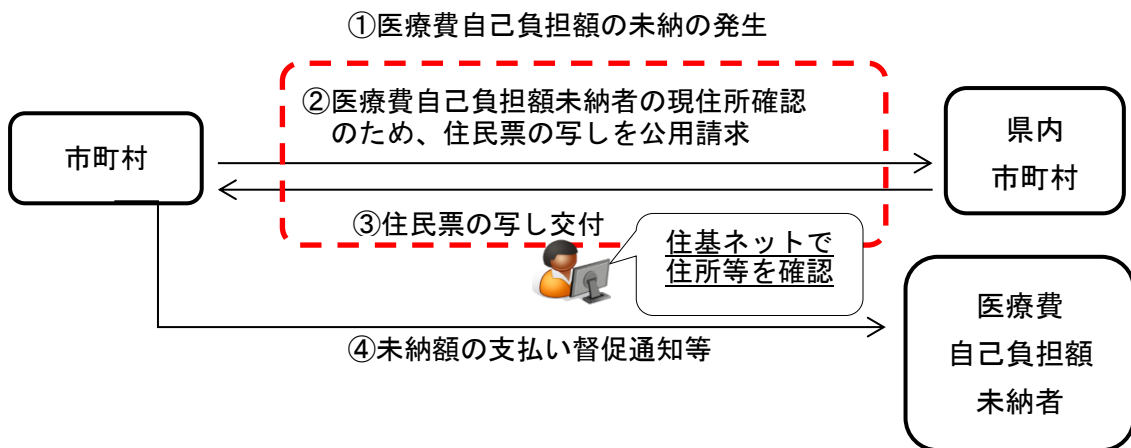
公立病院を設置している市町村においては、受診した際の医療費自己負担額が未納のまま、居所不明となるケースが発生している状況にある。

このようなケースにおいては、未納者の現住所確認のために、住民票の写しの公用請求により現住所を確認している。

住基ネットを利用できれば、住民票の写しの公用請求が不要となり、現住所を速やかに確認できることから、未収金解消対策の観点からも事務の効率化が図られる。

※下記の点線枠部分において住基ネットを利用する。

2 事務の流れ



3 市町村利用意向及び県内他市町村への公用請求件数

利用希望市町村	住民票請求件数 (H29実績)	住基ネット年間 利用見込	住民票請求件数 (H29年度実績) 【全市町村】
5	0 (※)	230	25

利用希望市町村：熊本市、荒尾市、山鹿市、阿蘇市、山都町

(※) 熊本市では、今年度から滞納整理の強化を実施しており、住民票公用請求実績が12月現在で50件。

その他の市町においても来年度以降、滞納整理の強化に伴う公用請求件数の増加を見込んでいる。

4 根拠

地方公営企業法 一抜粋一

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(管理者の担任する事務)

第9条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

- (1) その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。
- (2) 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。
- (3) 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (4) 予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (5) 決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること。
- (6) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- (7) 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。
- (8) 契約を結ぶこと。
- (9) 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。
- (10) 予算内の支出をするため一時の借入をすること。
- (11) 出納その他の会計事務を行うこと。
- (12) 証書及び公文書類を保管すること。
- (13) 労働協約を結ぶこと。
- (14) 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分を政令で定めるものを受けること。

- (15) 前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

【参考：熊本市の例】

熊本市病院事業の設置等に関する条例 一抜粋一

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成21年4月1日から適用する。

熊本市病院事業条例 一抜粋一

(使用料及び手数料の納付)

第3条 病院等を利用する者は、使用料又は手数料を納めなければならない。

2 使用料及び手数料は、その都度納めなければならない。ただし、入院の場合の使用料は、病院事業管理者(以下、「管理者」という。)が別に定めるところにより納めなければならない。

③市町村が貸し付けた奨学資金の回収に関する事務（市町村）

1 事務の概要

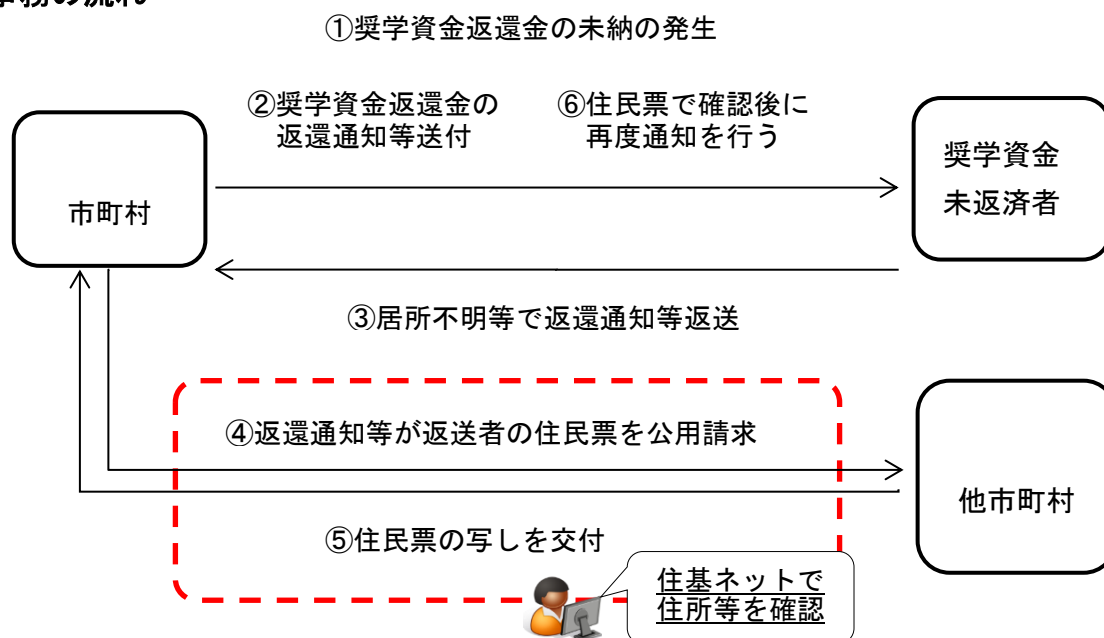
各市町村の条例に基づき奨学資金の貸与を受けた者は、各市町村に返還する必要があるが、奨学資金の返還をしないまま居所不明となるケースがある。

このようなケースにおいては、奨学資金の返還義務を負う者の現住所確認のために、住民票の写しの公用請求により現住所を確認している。

住基ネットを利用できれば、住民票の写しの公用請求が不要となり、現住所を速やかに確認できることから、未収金解消対策の視点からも事務の効率化が図られる。

※下記の点線枠部分において住基ネットを利用する。

2 事務の流れ



3 市町村利用意向及び県内他市町村への公用請求件数

利用希望市町村	住民票請求件数 (H29実績)	住基ネット年間 利用見込	住民票請求件数 (H29年度実績) 【全市町村】
5	6	41	57

利用希望市町村：熊本市、八代市、山鹿市、津奈木町、苓北町

4 根拠

【参考：山鹿市の例】

山鹿市奨学資金貸与条例 一抜粹一

(奨学資金の返還)

第14条 奨学金は、最終学校卒業の月の6月後から貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内に、一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により償還するものとする。支度金の貸与を併せて受けている場合も、同様とする。

2 支度金は、最終学校卒業の月の6月後から、貸与を受けた金額につき月額1万円以上の額となるよう一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により償還するものとする。

3 奨学生が奨学資金の貸与を廃止されたときは、その決定の日から起算して6か月を経過した日の属する月の翌月から前2項の規定に準じて奨学資金を返還しなければならない。

④公営住宅の家賃徴収に関する事務（市町村）

1 事務の概要

公営住宅に入居していた者が家賃未納のまま当該市町村から転出し、居所不明となるケースがある。

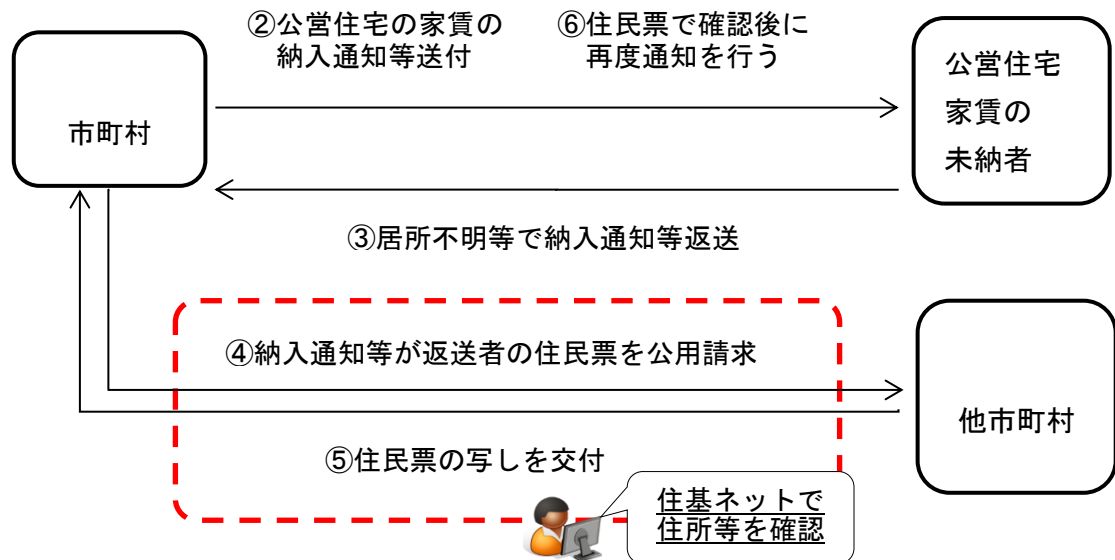
このようなケースにおいては、家賃滞納者の現住所確認のために、住民票の写しの公用請求により現住所を確認している。

住基ネットを利用できれば、住民票の写しの公用請求が不要となり、現住所を速やかに確認できることから、未収金解消対策の視点からも事務の効率化が図られる。

※下記の点線枠部分において住基ネットを利用する。

2 事務の流れ

①公営住宅の家賃の未納の発生



3 市町村利用意向及び県内他市町村への公用請求件数

利用希望市町村	住民票請求件数 (H29実績)	住基ネット年間 利用見込	住民票請求件数 (H29年度実績) 【全市町村】
8	31	185	48

利用希望市町村：熊本市、人吉市、水俣市、菊陽町、御船町、益城町、甲佐町、苓北町

4 根拠

公営住宅法 一抜粋一

(家賃の決定)

- 第 16 条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第 1 項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第 28 条第 4 項において同じ。）が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
- 5 事業主体は、第 1 項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

【参考：御船町の例】

御船町営住宅管理条例 一抜粋一

(家賃の納付)

第 16 条 1 (略)

2 入居者は、毎月末(月の途中で明渡した場合は明渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3~4 (略)

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険機構																111
1	特定非営利活動促進法による届出・認証に関する事務	内閣府			11	1,023	897	610	471	613	987	748	0	0	0	0	0	0
16	恩給法による年金である給付の支給に関する事務	総務省				4,768,331	4,563,683	4,295,128	4,007,636	3,725,474	3,429,281	3,124,524	2,818,496	2,517,228	2,235,207	1,967,324	1,718,936	1,474,571
17	改正前の執行罰法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	5,173,388	5,045,007		514	492	481	470	456	460	387	355	329	310	296	278	257
18	国会議員互助年金法を廃止する法律又は旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	総務省				3,195	4,040	3,706	3,623	3,597	3,698	3,702	3,891	3,733	3,499	3,378	3,404	3,390
19	地方公務員等共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	地方公務員共済組合	6,190,009	13,469,772	13,985,267	14,189,494	14,556,312	15,231,093	16,392,161	16,382,542	16,836,386	17,318,781	17,906,602	18,269,309	18,168,375	18,476,922	22,360,665	19,177,566
19	厚生年金保険法による被保険者に係る届出等に関する事務	地方公務員共済組合														1,382	3,460	8,888
19	社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による文書の受理等に関する事務	地方公務員共済組合																3
20	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	地方議会議員共済会			34	306,120	395,993	407,932	370,739	370,462	362,908	356,636	350,734	370,783	344,148	335,717	337,402	323,658
23	公路上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	地方公務員災害補償基金	694	1,354	1,098	1,694	1,465	1,572	1,501	1,472	1,495	1,808	1,409	1,827	1,472	1,368	1,280	2,280
24	電気通信事業法による登録・届出等に関する事務	総務省			7,684	7,251	7,870	9,787	7,531	7,545	4,191	3,564	2,936	2,645	2,329	2,580	2,783	2,561
25	日本電産電話株式会社等に関する法律による許可に関する事務	総務省			9	10	14	11	14	6	12	5	14	0	13	6	26	0
26	電波法による届出・登録等に関する事務	総務省	2,190	8,092	22,920	20,388	21,387	23,410	25,403	29,532	27,419	24,924	25,041	24,333	26,455	27,275	28,053	27,396
30	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	法務省				7,595	9,531	10,440	10,708	11,438	6,391	5,876	8,744	8,245	8,648	7,813	6,705	5,804
31	不動産登記法による登記に関する事務	法務省				626	1,504	3,566	5,482	8,195	9,442	10,519	10,495	11,154	11,824	10,583	8,728	8,147
38	後見登記等に関する法律による登記に関する事務	法務省			1,999	3,397	6,072	7,411	8,028	8,894	10,730	10,874	10,034	10,585	10,314	11,008	12,090	12,861
4102	国際的女性の専攻の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による交換援助等に関する事務	外務省													493	500	299	209
42	国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	6,083,901	6,257,328		6,391,491	6,549,594	6,771,658	7,091,039	7,394,283	7,654,004	7,848,922	7,954,693	8,032,705	7,942,371	7,980,506	7,888,392	8,979,884
43	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会				18,949	17,143	17,161	14,789	10,848	9,272	7,792	6,593	5,593	5,111	4,060	3,594	3,171
44	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	指差基金	196,941	616,510	735,648	847,303	971,209	1,100,926	1,226,838	1,327,521	1,430,101	2,081,759	2,178,574	2,245,837	2,318,063	2,355,723	2,375,170	
4402	国税徴収法その他の徴収に関する法律による国税の納付義務の確定等に関する事務	国税庁														1,028,201	74,384,538	27,266,257
45	関税法による許可に関する事務	財務省			76	45	76	119	153	175	252	205	271	285	241	329	567	758
	学費の戻し及び支給に関する事務	日本学生支援機構																49,395
48	私立学校教職員共済法等による年金である給付の支給に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団	1,516,931	1,614,152	1,674,486	1,763,091	1,873,144	1,990,809	2,110,979	2,237,352	2,391,675	2,528,160	2,632,485	2,716,866	2,847,160	3,814,581	3,188,620	
49	博物館法による認定に関する事務	文部科学省											4	17	20	19	23	19
52	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による交付に関する事務	文部科学省			114	105	97	107	126	112	170	132						0
53	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特別に関する法律による許可に関する事務	文部科学省										31	0	0	0	0	0	0
63	労働者災害補償法に基づき業務災害給付に関する事務	厚生労働省										5,464	35,466	64,004	72,744	39,589	1,251,135	1,490,766
6302	中小企業退職金共済法による解約手当金等の支給に関する事務	独立行政法人労働者退職金共済機構															8,153	8,684
	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	厚生労働省																8,066,173
	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	厚生労働省																46,370
	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、職業紹介の設置等、納付金等、調整金拠出金等に關する事務	厚生労働省																39
7202	健康保険法による届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）			13,311	60,145	135,680	169,145	185,967	203,470	251,403	216,404	229,735	306,342	400,506	417,749	528,379	
7203	船員保険法による届出・届出等に関する事務	旧社会保険庁				731	61,913	90,719	120,908	69,979	0	0	0	0	0	0	574	4,367
7302	社会保険診療報酬支払基金法による情報の収集等に関する事務	社会保険診療報酬支払基金																20,915,380
7305	国民年金法等の一部を改正する法律による届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）																113,310
74	厚生年金保険法による届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）	1,575,324	1,437,131		12,764	2,914,798	3,880,003	6,703,223	5,219,274	3,469,115	21,679,170	24,599,484	17,803,192	11,885,116	10,465,415	8,953,381	45,176,934
75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）			1,200	161,644	257,646	252,865	237,570	205,659	1,151,995	1,622,337	3,300,019	4,820,408	4,567,244	4,338,620	4,806,969	
76	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法に基づく届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）			192	483	480	1,588	609	207	426	535	5,676	884	2,576	3,646	2,449	
77	国民年金法による被保険者に係る届出等に関する事務	日本年金機構（旧社会保険庁）			1,382,935	37,273,683	62,554,851	69,494,088	75,284,823	78,912,310	368,661,528	470,432,914	500,057,159	520,084,622	530,335,055	537,111,733	566,759,340	
7702	厚生年金保険法による年金給付又は情報の収集等に関する事務	企業年金連合会											24,490	703,051	0	0	0	0
7703	確定給付企業年金法による業務として行う年金給付又は情報の収集等に関する事務	企業年金連合会											175	173,167	0	0	0	0
7703	確定拠出年金法による情報の収集等に関する事務	企業年金連合会											334	0	1,484,835	3,684,471	0	0
7704	公的年金制度の健全性及び持続性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第13号に規定する存続連合会																	13,408,376
7705	国民年金法による年金給付等に関する事務	国民年金基金連合会										326,563	393,063	444,486	489,547	534,358	563,344	
7706	確定拠出年金法による届出又は年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金基金連合会													0	0	1	1,111
7708	石炭産業年金基金法による年金等の支給に関する事務	石炭産業年金基金																6,410
77013	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金支給に関する事務	厚生労働省					2,080	272	403	24	0	53	18	27	17	4	21	
78	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	厚生労働省	107,244	267,061	274,996	224,219	229,446	230,034	185,327	165,689	100,752	89,495	78,697	68,907	60,200	59,278	44,670	38,379
7803	戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法による支給に関する事務	厚生労働省																28
	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	厚生労働省																9
	農業年金基金法による農業者年金事業の給付・徴収に関する事務	独立行政法人農業年金基金																292
82	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法による年金である給付の支給に関する事務	農林漁業団体職員共済組合				1,831,516	2,151,810	2,274,314	2,284,057	2,276,472	2,128,221	2,100,156	2,087,467	2,280,246	735,674	1,014,312	1,247,897	
97	建設業法による建設業の許可に関する事務	国土交通省				1	4	5	12	8	32	41	41	9	17	1	0	5
98	建設業法による建設業の技術検定の実施に関する事務	指定試験機関	79,639	107,567	49,992	63,068	58,226	53,433	52,700	51,856	45,820	43,954	42,912	39,586	41,167	44,608	47,709	
99	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	指定資格者証交付機関	88,523	181,337	160,612	124,342	122,972	193,195	184,569	160,618	141,336	142,173	170,975	189,705	166,677	144,011	150,140	
100	浄化槽法による浄化槽設置申請の交付に関する事務	国土交通省				2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
101	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	国土交通省				2	2	15	24	13	12	15	76	0	3	2	7	6
103	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録に関する事務	国土交通省			24	59	19	12	4	12	3	14	4	8	11	5	0	
104	旅行業法による旅行業の登録に関する事務	観光庁												0	0	0	1	0
107	不動産の鑑定評価に関する法律による登録に関する事務	国土交通省			483	421	1,511	2,550	2,226	1,404	514	961	467	404	379	400	1,168	
109	建築士法による免許等に関する事務	国土交通省												566	360	478	111	606
	道路運送車両法による変更登録、新規検査、交付又は届出に関する事務	国土交通省																80
115	船舶法による検認又は仮船籍簿証書に関する事務	国土交通省				2	2	2	6	18	18	14	30	8	2	2	55	2
117	小型船舶の登録等に関する法律による交付又は検認に関する事務	国土交通省				1	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0
118	航空法による登録等に関する事務	国土交通省				5	24	51	18	61	70	104	99	60	138	121	1	

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
住民基本台帳法別表3に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	289	219	0	0	508
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	145	3,738	0	0	3,883
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	9	0	0	9
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	3	0	0	3
	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0
	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	0	0	0	0	0
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	0	7	0	0	7
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	2	5	0	0	7
	被爆者救護法による医療特別手当の支給に関する事務	0	3	0	0	3
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	2	0	0	0	2
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	0	3	0	0	3
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	31	0	0	31
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	11	0	0	12
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	2	18	0	0	20
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	7	275	0	0	282
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	47	0	0	47
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	1	7	0	0	8
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	5	0	0	5
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	4	1	0	0	5
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0
	電気工業法による電気工業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	1	0	0	0	1
	建設業法による建設業の許可に関する事務	13	19	0	0	32
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	3	3	0	0	6
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	2	58	0	0	60
宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	2	0	0	0	2	
旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	
構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	1	0	0	0	1	
公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	
住宅地改良法による改良住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	
建築士法による二級建築士等の免許等に関する事務	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	57	89	0	0	146	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	
番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務	0	0	0	0	0	
小計		532	4,551	0	0	5,083

※平成28年の番号法施行により、別表3事務については件数取得ができないため空欄記載。

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
住民基本台帳法別表5に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	970	952	776	331	3,029
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	489	43,095	28,389	17,313	89,286
	地方税法特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	19	91	6	116
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	0	0	0	0
	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	198	451	228	125	1,002
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	4	12	0	1	17
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	1	56	7,324	8,649	16,030
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	1,189	166	90	37	1,482
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	3	245	3,730	2,236	6,214
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	36	470	506
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	58	4,443	0	4,501
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	1	1
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	21	5	20	47
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	6	71	1,217	463	1,757
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	20	1,621	11	25	1,677
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	133	0	0	133
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	0	90	616	0	706
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	70	72	0	142
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	8	0	8
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務	0	0	0	1	1
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	1	0	0	0	1
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0
	電気工事法による認定証の交付に関する事務	293	0	0	0	293
	電気工事法による電気工事業者の登録に関する事務	200	301	290	0	791
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	72	0	0	0	72
	建設業法による建設業の許可に関する事務	743	941	804	522	3,010
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	18	21	13	8	60
	建築資材再資源化法による解体工事業の登録に関する事務	37	209	110	32	388
	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	15	20	10	4	49
	旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0
	通訳案内士法による通訳案内士等の登録に関する事務	0	0	0	0	0
	構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	21	1	0	1	23	
公営住宅法による家賃の決定等に関する事務、公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	
住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	
建築士法による免許、登録及び交付等に関する事務	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	90	309	275	159	833	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	
小計		4,371	48,837	48,538	30,404	132,175

熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

別紙2

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計	
条例 事務	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	91	140	
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	943	2,044	
	育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	987	4,566	
	採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	9	60	
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	5	
	地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	4	
	地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務	0	0	0	0	0	
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務	18,991	0	0	0	18,991	
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務	20,242	0	0	0	20,242	
	熊本県看護士等修学資金貸与条例による債権の回収事務	0	0	0	0	0	
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務	6	0	0	0	6	
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	428	5,380	
	土地収用法による収用又は使用の裁決等に関する事務	0	0	0	0	0	
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	76	664	
	屋外広告物条例による屋外広告業の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	
	港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	
	流水占用料等徴収条例による流水占用料の徴収の事務	0	0	0	0	0	
	海岸保全区域占用料等徴収条例による占用料等の徴収の事務	0	0	0	0	0	
	児童福祉法による児童保護費用負担金の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	0	25	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	0	52	
	非常勤公務員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務	0	0	0	0	0	
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	422	512	365	228	1,527	
	水俣病総合対策医療事業における離島加算支給に関する事務	64	24	3,944	1,301	5,333	
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	2	
	療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	333	
	不当権品類及び不当表示防止法による資料提出要求等の事務	0	0	0	0	0	
	特定商取引に関する法律による資料提出要求等に関する事務	0	0	0	0	0	
	公職選挙法による立候補の届け出に関する事務	0	0	0	0	0	
	公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務	0	0	0	0	0	
	小計		41,551	6,148	7,631	4,069	59,374
	総計		46,454	59,536	56,169	34,473	196,632

住民基本台帳法別表第1に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	7	7	18	0	32

住民基本台帳法第30条の15第3項に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30 (4~10月)	合計
	住民基本台帳法による本人が同意した事務	0	1	1	0	2

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領

平成17年10月21日
熊本県総務部市町村総室

第1 目的

この指導要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第31条第1項に基づく住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の情報セキュリティ対策に関する指導助言に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

第2 指導助言の方法

- 1 法第31条第2項に規定されている報告の徴取、助言又は勧告の一環として、市町村の住基ネットに関する情報セキュリティ対策について診断を行うこととする。
- 2 診断は、市町村課の職員が行うこととする。なお、診断の結果、技術面について特に市町村への指導助言の必要があると認められるときは、情報企画課の助言を求めることとする。

第3 診断の実施等

診断は、市町村課長が市町村が実施する情報セキュリティ対策の自己点検結果並びに総務省が実施するシステム運営監査及びセキュリティ診断の実施状況等から必要と認める市町村（以下「対象市町村」という。）に対して、随時実施するものとする。

第4 診断の実施手続

市町村課長は、診断を行うときは、あらかじめ、診断事項、診断の日時等を対象市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

第5 診断の実施結果に基づく助言

市町村課長は、診断の結果について、その内容を市町村長に通知し、必要な助言を行うものとする。

また、診断の結果、改善の必要があることが認められる事項については、市町村長に対し、改善計画書の提出を求めるものとする。

第6 職員の守秘義務

診断に係る職員は、診断の際に知り得た本人確認情報に関する秘密及び本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第7 雑 則

この要領に定めるもののほか、診断の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月21日から施行する。

附 則（平成20年10月1日）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳

ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月15日市町村課長専決）

この要領は、市町村課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係るアクセスログの定期的な検証の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上及び本人確認情報の不正使用の抑止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「アクセスログ」とは、県サーバ又は全国サーバが保存する本人確認情報にアクセスした記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項の例による。

(検証の対象等)

第3条 アクセスログの定期的な検証は、住基ネットに係る別表の右欄に掲げる課、センター等（以下「検証対象課」という。）に対して実施するものとする。

2 前項による検証は、別表の右欄に掲げる検証対象課ごとに同表の左欄に掲げる所属のセキュリティ責任者又はセキュリティ責任者が指定する者（以下「セキュリティ責任者等」という。）が実施するものとする。

3 前項によりセキュリティ責任者が検証を行う者を指定した場合には、あらかじめ、システム管理者にその旨通知するものとする。

4 第2項に掲げる者のほか、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム監査実施要領（以下「監査要領」という。）第4条に定める内部監査人は、同要領第5条に定める内部運用監査においてアクセスログの定期的な検証を実施するものとする。

(検証の実施方法)

第4条 システム管理者は、定期的にアクセスログに係る帳票（以下「アクセスログ帳票」という。）を作成し、アクセスログ検証依頼書（別記第1号様式）により検証対象課のセキュリティ責任者等に配付するものとする。

2 前項により配付を受けたセキュリティ責任者等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。（以下「法」という。）第30条の15又は第30条の32の規定により利用し、提供を受け、又は開示した本人確認情報の状況とアクセスログを照合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証するものとする。

(検証の結果の通知等)

第5条 検証対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項に定める検証を実施した場合は、その実施に係る月の末日までに、検証結果をアクセスログ検証結果通知書（別記第2号様式）によりシステム管理者に通知し、アクセスログ帳票を返付するものとする。

2 システム管理者は、前項の規定により報告を受けた内容を確認し、不正使用の疑いがあると思われる場合は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書第5に定める手順により対応し、必要な措置を講じるものとする。

3 システム管理者は、前2項の状況について、アクセスログ検証結果報告書（別記第3号様式）によりセキュリティ統括責任者へ報告するものとする。

(帳票の取扱い)

第6条 システム管理者は、第4条第1項により検証対象課のセキュリティ責任者等にアクセスログ帳票を配付する場合において、その受渡しを確実にし、盗難され、又は紛失しないよう適切な措置を講じるものとする。検証対象課のセキュリティ責任者等が第5条第1項によりシステム管理者にアクセスログ帳票を返付する場合も、同様とする。

2 システム管理者及び検証対象課のセキュリティ責任者等は、アクセスログ帳票の盗難、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、住基ネットのアクセスログの検証に関し必要な事項は、システム管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第4条第2項の改正規定による改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(システム管理者)

アクセスログ検証依頼書

平成 年 月～平成 年 月分に係る住民基本台帳ネットワークシステムに係るアクセスログ帳票を別添のとおり送付いたしますので、検証対象課において保存されている申請書等関係資料と照合し、本人確認情報の不正使用の有無について検証いただきますようお願いいたします。

記

1 検証対象課名	
2 検証の対象	平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける検証対象課に係るアクセスログの全部（又は一部）
3 2におけるアクセスログの件数	件
4 備 考	

(別記第2号様式)

第 号
年 月 日

(システム管理者)

様

(セキュリティ責任者等)

アクセスログ検証結果通知書

平成 年 月 日付けで依頼がありましたこのことについて、下記のとおりアクセスログを利用し、不正使用の有無等を検証しましたので、その結果を通知します。

記

1 検証対象課名	
2 検証年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3 検証したアクセスログの件数	件
4 検証結果	1 是 認 件 2 不正使用の疑いがあるもの 件
5 4において不正使用の疑いが認められた場合の顛末	<顛末>
6 備 考	

(1) 「4 検証結果」の「是認」に係る件数は、住民基本台帳法第30条の15又は第30条の32の規定に基づく事務に住民基本台帳ネットワークシステムを利用した場合の件数を指すものである。

(2) 「4 検証結果」の「不正使用の疑いがあるもの」に係る件数には、(1)以外の一切の件数を指すものであること。

(別記第3号様式)

第 号
年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(システム管理者)

アクセスログ検証結果報告書

平成 年 月から平成 年 月分に係るアクセスログによる検証結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

No.	検証対象課名	検証結果			不正使用の疑いがあった場合の不正使用の状況等		
		(1) 平成 年 月～平成 年 月までににおけるアクセスログの件数(A)	(2) (A)のうち是認とした件数 (B)	(3) (A)のうち不正使用の疑いがあった件数 (C)	(4) (C)のうち調査の結果、不正使用が認められなかった件数(D)	(5) (C)のうち調査の結果、不正使用が認められた件数(E)	概要

※(A) = (B) + (C)となり、(C) = (D) + (E)となること。

別表(第3条関係)

所属	検証対象課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村・税務局市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童相談課 障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課	商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課
商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	商工観光労働部観光経済交流局観光物産課
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局国際課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所 八代港管理事務所 水俣港管理事務所 熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域本部	税務部収税第一課 税務部収税第二課 税務部課税第一課 税務部課税第二課 土木部用地課 土木部工務管理課
	宇城地域振興局 宇城地域振興局総務福祉課 宇城地域振興局保健予防課 宇城地域振興局林務課 宇城地域振興局維持管理調整課 宇城地域振興局用地課
	上益城地域振興局 上益城地域振興局福祉課 上益城地域振興局保健予防課 上益城地域振興局林務課 上益城地域振興局維持管理調整課

県北広域本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局総務振興課 芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
収用委員会		収用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の監査の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報に関する要項の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内部運用監査
熊本県職員が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (2) 外部運用監査
熊本県職員以外の者が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (3) 侵入検査
住基ネットのうち、熊本県が管理する部分に対して、熊本県職員以外の者が模擬攻撃によって行う技術的検証をいう。
- (4) 外部監査
外部運用監査及び侵入検査をいう。
- (5) 内部監査人
内部運用監査を行う者をいう。
- (6) 外部監査人
外部監査を行う者をいう。

(監査の基準)

第 3 条 監査は、別表 1 に掲げる法令等を基準とする。

第 2 章 内部運用監査

(内部監査人)

第 4 条 内部監査人は、セキュリティ統括責任者が指定する者とする。

(内部運用監査の対象等)

第 5 条 内部運用監査は、住基ネットに係る別表 2 の右欄に掲げる課・センター等（以下「被監査対象課」という。）に対して、毎年度実施するものとする。

(内部運用監査の実施方法)

第 6 条 内部運用監査は、内部監査人がセキュリティ統括責任者の承認を得て定めた内部運用監査実施計画書（別記第 1 号様式）に基づいて実施するものとする。

2 内部監査人は、内部運用監査を実施しようとするときは、被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、内部運用監査実施通知書（別記第 2 号様式）により内部運用

監査の実施期日等を通知しなければならない。

(内部運用監査の実施結果の通知等)

第7条 内部監査人は、被監査対象課の内部運用監査を実施した後、速やかに、内部運用監査の実施結果を内部運用監査実施結果通知書(別記第3号様式)により当該被監査対象課のセキュリティ責任者に通知しなければならない。

2 内部監査人は、内部運用監査を実施した結果、是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第8条 被監査対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項の規定により是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講じるとともに、その内容を内部運用監査是正措置報告書(別記第4号様式)により内部監査人に報告し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた内部監査人は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(内部運用監査の結果の報告)

第9条 内部監査人は、内部運用監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、内部運用監査結果報告書(別記第5号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

第3章 外部監査

(外部監査人の選定)

第10条 外部監査人は、外部監査の実施ごとにセキュリティ会議において審議した選定方法及び選定基準に基づき、セキュリティ統括責任者が選定する。ただし、選定方法が競争入札による場合は、この限りでない。

(外部監査の対象等)

第11条 外部運用監査は、セキュリティ会議の審議を経て、被監査対象課及び企画振興部交通政策・情報局情報企画課の中から選定した課・センター等(以下「被外部監査対象課」という。)に対して実施するものとする。

2 侵入検査は、セキュリティ会議の審議を経て、システム管理者に対して実施するものとする。

3 外部監査は概ね3年に1回実施するものとし、実施する時期については、セキュリティ会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者が決定するものとする。

(外部監査の実施方法)

第12条 外部監査は、外部監査人がセキュリティ統括責任者に提出し、その承認を得た外部監査実施計画書(別記第6号様式)に基づいて実施するものとする。

2 セキュリティ統括責任者は、外部監査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる外部監査の区分に応じ、当該各号に定める者(以下、「セキュリティ責任者等」

という。)に対し、外部監査実施通知書(別記第7号様式)により外部監査の実施期日等を通知しなければならない。

- (1) 外部運用監査 被外部監査対象課のセキュリティ責任者(企画振興部交通政策・情報局情報企画課にあつては、情報企画課長)
- (2) 侵入検査 システム管理者

(外部監査の結果の報告)

第13条 外部監査人は、外部監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、外部監査結果報告書(別記第8号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

(外部監査の結果の通知等)

第14条 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その報告を踏まえ、外部監査の結果を外部監査結果通知書(別記第9号様式)により被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に通知するものとする。

- 2 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告により是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第15条 被外部監査対象課のセキュリティ責任者等は、前条第2項の規定による是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講ずるとともに、その内容を外部監査是正措置報告書(別記第10号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けたセキュリティ統括責任者は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(外部監査の委託に関する措置)

第16条 セキュリティ統括責任者は、外部監査を外部監査人に委託しようとするときは、その契約において、外部監査人が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第4章 雑則

第17条 この要領に定めるものほか、住基ネットの監査の実施に関し必要な事項は、セキュリティ統括責任者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。ただし、別表第1の4の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

番号	名 称
1	住民基本台帳法
2	住民基本台帳法施行令
3	住民基本台帳法施行規則
4	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令
5	住民基本台帳事務処理要領
6	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号）
7	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針（平成 27 年 10 月 5 日付け地情機第 1393 号地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長通知）
8	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項
9	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項第 4 条第 2 項、第 14 条第 1 項第 1 号、第 18 条第 1 号及び第 2 号並びに第 22 条の規定に基づき定める事項
10	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム検索サブシステム及び業務端末に係る OS のアクセス管理について
11	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書
12	熊本県電子情報保全対策大綱
13	その他住民基本台帳ネットワークシステムの開発及び運用に関連する指針、計画書等

(別記第1号様式)

内部運用監査実施計画書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を下記のとおり実施します。

記

監査実施予定期間			
被監査対象課名			
監査チームの構成員	所 属	職 名	氏 名
監 査 の 範 囲			
監 査 項 目			
備 考			

(別記第2号様式)

内部運用監査実施通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を下記のとおり実施しますので、通知します。

記

監査実施日時(期間)			
被監査対象課名			
監査実施場所			
監査チームの構成員	所 属	職 名	氏 名
監 査 の 範 囲			
監 査 項 目			
前回の監査において 改善を求められた事項			
備 考			

内部運用監査実施結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内 部 監 査 人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を実施しましたので、下記のとおり、その結果を通知します。

なお、是正を要する事項が認められたので、当該事項について速やかに是正の措置を講じるとともに、内部運用監査是正措置報告書により報告してください。

記

監査実施年月日			
被監査対象課名			
内部監査員氏名	所 属	職 名	氏 名
監 査 対 応 者	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
監 査 事 項			
所 見 (是正を要する事項の有無)			

内部運用監査実施結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を実施しましたので、下記のとおり、その結果を通知します。

なお、被監査対象課においては、今後とも適正に処理くださるようお願いいたします。

記

監査実施年月日			
被監査対象課名			
内部監査員氏名	所 属	職 名	氏 名
監 査 対 応 者	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
監 査 事 項			
所 見 (是正を要する事項の有無)			

(別記第4号様式)

内部運用監査是正措置報告書

年 月 日

(内部監査人)

様

(セキュリティ責任者)

年 月 日に是正の求めがあった事項について、下記のとおり是正しましたので報告します。

記

被監査対象課名	
是正を要するとされた事項	
是正措置の内容	実施日：

(別記第5号様式)

内部運用監査結果報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(内部監査人)

平成 年 月 日から 日に実施した住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査の結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

No.	被監査対象課名	内部運用監査の結果		是正措置の検証結果			
		是正を要する事項	是正措置報告書の提出の有無	是正措置年月日	検証年月日	是正承認日	備考

(別記第6号様式)

外部監査実施計画書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(外部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を下記のとおり実施します。

記

監査の種類	1 外部運用監査		2 侵入検査	
監査実施予定期間				
被外部監査対象課名				
監査員	職	氏名		
監査の範囲				
監査項目				
監査の方法				
備考				

(別記第7号様式)

外部監査実施通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を下記のとおり実施しますので、通知します。
記

監査実施予定日時 (期間)			
被外部監査対象課名			
監査実施場所			
外部監査人及び監査員	外部監査人の名称	監査員氏名	立会いを行う県職員の所属、職名及び氏名
監査の範囲			
監査項目			
監査の方法			
備考			

(別記第8号様式)

外部監査結果報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(外部監査人)

平成 年 月 日から 日の間に実施した住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査の結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

No.	被外部監査対象課	是正を要する事項	改善の提言	備考

外部監査結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を実施しましたので、下記のとおりその結果を通知します。

なお、是正を要する事項が認められたので、当該事項について速やかに是正の措置を講じるとともに、外部監査是正措置報告書により報告してください。

記

監査実施年月日 (期間)				
被外部監査対象課名				
外部監査人名称等	団体名		監査員氏名	
監査対応者	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
監査事項				
所見 (是正を要する事項の有無など)				

外部監査結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を実施しましたので、下記のとおりその結果を通知します。

なお、被外部監査対象課においては、今後とも適正に運用くださるようお願いいたします。

記

監査実施年月日 (期間)				
被外部監査対象課名				
外部監査人名称等	団体名		監査員氏名	
監査対応者	職名		氏名	
	職名		氏名	
	職名		氏名	
監査事項				
所見 (是正を要する事項の有無など)				

(別記第10号様式)

外部監査是正措置報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(セキュリティ責任者等)

年 月 日に行われた外部監査の結果、是正を求められた事項について、下記のとおり是正しましたので、報告します。

記

被外部監査対象課	
是正を求められた事項	
是正結果・是正方針等	実施日：

別表第2(第5条関係)

所属	検証対象課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村局・税務市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童相談課 障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課	商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課
商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	商工観光労働部観光経済交流局観光物産課
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局国際課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所 八代港管理事務所 水俣港管理事務所 熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域本部	税務部収税第一課 税務部収税第二課 税務部課税第一課 税務部課税第二課 土木部用地課 土木部工務管理課
	宇城地域振興局 宇城地域振興局総務福祉課 宇城地域振興局保健予防課 宇城地域振興局林務課 宇城地域振興局維持管理調整課 宇城地域振興局用地課
	上益城地域振興局 上益城地域振興局福祉課 上益城地域振興局保健予防課 上益城地域振興局林務課 上益城地域振興局維持管理調整課

県北広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域 本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
収用委員会		収用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県知事への通知）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2～3 略

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- (1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- (2) 条例で定める事務を遂行するとき。
- (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- (4) 統計資料の作成を行うとき。

2～4 略

(住民票コードの利用制限等)

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前2項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

別表第5 (第30条の15関係)

- 一 災害対策基本法による同法第86条の15第1項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の一 被災者生活再建支援法による同法第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出又は同法第34条第3項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 労働金庫法による同法第89条の3第1項の許可又は同法第94条第3項において準用する銀行法第52条の39第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 貸金業法による同法第3条第1項の登録、同条第2項の更新又は同法第8条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の一 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の二 地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の二 予防接種法による同法第6条第1項又は第2項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条第1項若しくは第2項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第37条第1項若しくは第37条の2第1項の費用の負担又は同法第42条第1項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業若しくは同法第39条の養護事業の実施又は同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当若しくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第18条第1項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第51条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の三 雇用対策法による同法第18条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第46条第2項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の二 児童福祉法による同法第6条の4第1項の里親の認定若しくは同条第2項の養育里親の登録、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の三 児童福祉法による同法第22条第1項の助産施設における助産又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 児童扶養手当法による同法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の二 児童手当法による同法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第8条第1項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付け、同法第17条第1項、第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与又は同法第31条（同法第31条の10において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 九の四 生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定及び実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで若しくは第78条の2第1項若しくは第2項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の五 災害救助法による同法第2条の救助又は同法第29条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の六 身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第1項若しくは第2項の診察、同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の4の退院等の請求又は同法第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給又は同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の三 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給、平成19年改正法による平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第14条第1項の支援給付の支給、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第14条第3項の支援給付の支給若しくは平成25年改正法による平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第5条の援護に関する事務のうち、同法第50条第1項の規定又は同法第51条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第5条第1項の留守家族手当、同法第15条の帰郷旅費、同法第16条第1項の葬祭料、同法第17条第1項の遺骨引取経費又は同法第26条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第34条の2の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第3条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第12条の規定又は同法第13条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の七 戦傷病者特別援護法による同法第9条の援護に関する事務のうち、同法第28条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第3条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第14条の規定又は同法第15条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第3条第1項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第12条の規定又は同法第13条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第3条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第15条の規定又は同法第16条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 家畜商法による同法第3条第1項の免許又は同法第5条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法（昭和45年法律第89号）による同法第10条第1項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第25条の2第1項若しくは第2項の指定、同法第26条の2第1項若しくは第2項の指定の解除、同法第27条第2項（同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の経由、同法第32条第1項（同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第33条の2第1項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第40条第2項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の経由、同法第46条第1項の届出、同条第2項において準用する同法第42条第1項の届出、同法第51条第1項の届出、同条第2項において準用する同法第

- 42条第1項の届出、同法第114条において準用する同法第62条第1項の届出又は同法第168条の8の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新又は同法第31条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第31条第3項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第4条第2項の交付又は同条第7項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第3条第1項若しくは第3項の登録又は同法第10条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第38条の4第1項の交付又は同条第5項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第21条第1項の登録又は同法第25条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）において準用する場合を含む。）による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六の二 構造改革特別区域法による同法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第63条第七項において準用する通訳案内士法第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第

- 25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第12条の2、第17条第1項、第18条若しくは第19条第2項の経由、同法第22条第1項若しくは第3項の登録、同法第23条第1項の経由、同法第26条第1項の登録、同条第2項の経由、同法第27条第1項の登録又は同条第3項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 住宅地区改良法による同法第29条第1項の改良住宅の管理又は同条第3項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第18条第2項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第5条第1項の登録、同条第2項の更新又は同法第52条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十 建築基準法による同法第77条の63第1項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 建築士法による同法第4条第2項若しくは第3項の免許、同法第5条第1項若しくは第23条第1項若しくは第3項の登録、同法第5条第2項の交付、同法第5条の2第1項若しくは第2項若しくは第8条の2若しくは第23条の5第1項若しくは第23条の7の届出又は同法第9条第1項第1号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 沖縄振興特別措置法による同法第14条第7項において準用する通訳案内士法第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第3条第1項の補償給付の支給又は同法第4条第1項若しくは第2項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定又は同法第20条の2第1項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十四 福島復興再生特別措置法による同法第49条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）抄

（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（次条及び別表第1において「区域内の市町村の執行機関」という。）及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が保存する本人確認情報（同条第1項に規定する本人確認情報をいう。）であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）をいう。第6条において同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（県における本人確認情報の利用に係る事務）

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（設置）

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

（委員）

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

別表第1(第2条関係)

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるもの
2 市町村長	土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で

	定めるもの
5 農業委員会	農地法（昭和27年法律第229号）による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による同法第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め又は同法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査若しくは質問に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）による同法第6条の2の資料の提出の求め、同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項の命令、同法第8条の2第1項の命令、同法第12条の2の資料の提出の求め、同法第14条第1項の指示、同法第15条第1項若しくは第2項の命令、同法第15条の2第1項の命令、同法第21条の2の資料の提出の求め、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項の命令、同法第23条の2第1項の命令、同法第34条の2の資料の提出の求め、同法第36条の2の資料の提出の求め、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第4項までの命令、同法第39条の2第1項から第3項までの命令、同法第43条の2の資料の提出の求め、同法第44条の2の資料の提出の求め、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項の命令、同法第47条の2第1項の命令、同法第52条の2の資料の提出の求め、同法第54条の2の資料の提出の求め、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項若しくは第2項の命令、同法第57条の2第1項の命令、同法第58条

- の12第1項の指示、同法第58条の13第1項の命令、同法第58条の13の2第1項の命令、同法第60条第2項の調査又は同法第66条第1項若しくは第2項（同法第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令、立入検査若しくは質問若しくは同法第3項（同法第5条において準用する場合を含む。）の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - 10 熊本県職員等恩給条例（大正13年熊本県令第8号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - 11 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
 - 12 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - 13 熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
 - 14 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）による補償に関する事務であって規則で定めるもの
 - 15 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）による同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
 - 16 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
 - 17 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
 - 18 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
 - 19 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。）に関する事務であって規則で定めるもの
 - 20 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特

- 別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
選挙管理委員会	1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による同法第86条第1項から第3項まで、第86条の4第1項、第2項若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項若しくは第8項の届出に関する事務であって規則で定めるもの 2 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の告示に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	土地収用法による同法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。))又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決又は同法第118条第5項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供の方法並びに条例別表第1から別表第3までの規定による本人確認情報の利用及び提供に係る事務を定めるものとする。

（本人確認情報の提供方法）

第2条 条例第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

- 第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査を実施する市町村が地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第20条に規定する現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。次条第18項において同じ。）若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、農地法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(条例別表第2の規則で定める事務)

- 第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用を支弁された者若しくはその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。第17項第3号ウ及び第6号において同じ。）又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項（同法第68条第4項及び第84条において準用する場合も含む。）による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 採石法第32条の7第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条第1項の命令を受けるべき者
 - (2) 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査又は質問を受けるべき者
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第4項、第9条第1項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）、第31条の6第4項若しくは第37条第4項の保証人若しくは同令第9条第3項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 砂利採取法第9条第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実

についての審査

- 8 条別表第2の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第6条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (2) 特定商取引に関する法律第7条第1項の指示を受けべき者
 - (3) 特定商取引に関する法律第8条第1項の命令を受けべき者
 - (4) 特定商取引に関する法律第8条の2第1項の命令を受けべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第12条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (6) 特定商取引に関する法律第14条第1項の指示を受けべき者
 - (7) 特定商取引に関する法律第15条第1項又は第2項の命令を受けべき者
 - (8) 特定商取引に関する法律第15条の2第1項の命令を受けべき者
 - (9) 特定商取引に関する法律第21条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (10) 特定商取引に関する法律第22条第1項の指示を受けべき者
 - (11) 特定商取引に関する法律第23条第1項の命令を受けべき者
 - (12) 特定商取引に関する法律第23条の2第1項の命令を受けべき者
 - (13) 特定商取引に関する法律第34条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (14) 特定商取引に関する法律第36条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (15) 特定商取引に関する法律第38条第1項から第4項までの指示を受けべき者
 - (16) 特定商取引に関する法律第39条第1項から第4項までの命令を受けべき者
 - (17) 特定商取引に関する法律第39条の2第1項から第3項までの命令を受けべき者
 - (18) 特定商取引に関する法律第43条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (19) 特定商取引に関する法律第44条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (20) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示を受けべき者
 - (21) 特定商取引に関する法律第47条第1項の命令を受けべき者
 - (22) 特定商取引に関する法律第47条の2第1項の命令を受けべき者
 - (23) 特定商取引に関する法律第52条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (24) 特定商取引に関する法律第54条の2の資料の提出の求めを受けべき者
 - (25) 特定商取引に関する法律第56条第1項又は第2項の指示を受けべき者
 - (26) 特定商取引に関する法律第57条第1項又は第2項の命令を受けべき者
 - (27) 特定商取引に関する法律第57条の2第1項の命令を受けべき者
 - (28) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示を受けべき者
 - (29) 特定商取引に関する法律第58条の13第1項の命令を受けべき者

- (30) 特定商取引に関する法律第58条の13の2第1項の命令を受けべき者
 - (31) 特定商取引に関する法律第60条第2項の調査を受けべき者
 - (32) 特定商取引に関する法律第66条第1項若しくは第2項(同条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の命令を受けべき者
- 9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 介護保険法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和28年熊本県規則第49号。以下この項において「県規則」という。)第2条において準用する恩給給与規則(大正12年勅令第369号。以下この項において「恩給規則」という。)第1条若しくは県規則第5条に規定する請求の受理又はその請求に係る事実についての審査
 - (2) 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)第10条の3若しくは県規則第2条において準用する恩給規則第34条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第2条において準用する恩給規則第34条の2に規定する調査
- 11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは同条例第5条第1項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。
- 12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第21条第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 熊本県屋外広告物条例第21条第3項に規定する更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 熊本県屋外広告物条例第21条の5第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条第1項若しくは第2項に規定する使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

- (2) 熊本県港湾管理条例第6条の2第1項に規定する占用料若しくは土砂採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）第10条に規定する遺族補償年金又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - (2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号。以下この項において「県規則」という。）第14条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第15条第1項の規定による届出（同項第2号又は第3号に該当する場合に係るものを除く。）の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (4) 県規則第15条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）第19条第1項から第4項に規定する届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第5項に規定する知事の行う調査の対象となる加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者若しくは年金管理者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の確認とする。
- 16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）第2条第1項に規定する流水占用料、土石採取料、土地占用料若しくは河川産出物採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）第2条第1項に規定する占用料若しくは土石採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳（次号において「水俣病被害者手帳」という。）又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の

感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。)の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

- (2) 水俣病被害者手帳を交付された者であって離島に居住するものの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

20 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者(以下「外国人」という。)に対し行われる保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある外国人(第3号において「要保護外国人」という。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行われる前号の保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行われる同号の保護の変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答
- (3) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の決定若しくは実施又は第6号から第9号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - ア 要保護外国人
 - イ 現に第1号の保護を受けている外国人(以下「被保護外国人」という。)であった外国人
 - ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者
- (4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行われる第1号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (6) 生活保護法第77条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (7) 生活保護法第78条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

- (8) 生活保護法第78条第2項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関（同法第49条の規定による指定を受けた医療機関をいう。）若しくは指定介護機関（同法第54条の2第1項の規定による指定を受けた介護機関をいう。）の開設者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人）又は指定助産機関若しくは指定施術機関（同法第55条第1項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (9) 生活保護法第78条第3項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 21 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。)若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

- (5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還の届出の受理又はその返還に係る事実についての審査

(条例別表第3の規則で定める事務)

第5条 条例別表第3教育委員会の項の規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)第9条第2項の育英奨学生若しくは熊本県育英資金貸与規則(昭和47年熊本県教育委員会規則第7号)第7条の連帯保証人(熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第13号)附則第2項に規定する者の場合にあつては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人)又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項から第3項まで、第86条の4第1項、第2項若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項若しくは第8項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者
- (2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者
- (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
- (4) 地方公共団体の長の候補者
- (5) 海区漁業調整委員会の委員の候補者

3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙分会長
- (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者

4 条例別表第3監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

5 条例別表第3収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地収用法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含

む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法138条第1項において準用する場合を含む。))又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答

- (2) 土地収用法第118条第5項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第36号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(同項を同条第5項とする部分を除く。)及び同条第7項の改正規定(同項を同条第8項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

平成14年10月25日
熊本県本人確認情報保護審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の40第3項及び熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会議の資料等の公表に当たっては、個人に係る情報、本人確認情報の保護措置に関する情報等の取扱いに十分配慮し、本人確認情報の保護に支障が生じないようにするものとする。

(議事録の作成)

第4条 審議会の事務局（以下「事務局」という。）は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

4 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名

(3) 議題名

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認める事項

5 議事録は、確定した後、速やかに情報プラザにおいて公表するものとする。

(要領の改正)

第5条 この要領を改正しようとするときは、会長は、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成14年10月25日決定
熊本県本人確認情報保護審議会

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成又は反対の意思等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等できません（ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。）。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従わない場合は、会長が退場を命じることがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開にすることがあります。